

事業者向け指針の策定及び事業者報告書制度の改正について

1 事業者報告書制度の今後の方向性（第4回部会（令和6年6月19日））

- ① 事業者の取組の一層の促進に向けて、排出事業者のごみ減量及び分別・リサイクルの取組に係る指針を策定し、事業者報告書制度及び事業者指導の充実につなげていく。
- ② より効果的・効率的に、ごみ減量及び分別・リサイクルを進めることができるよう、これまでの成果と課題を踏まえ、事業者報告書制度対象の原則的な考え方に基づいて、最適な事業者報告書制度^{*}の枠組みについて検討する。
- ③ 報告結果の公表・フィードバックを通じて、事業者の取組意欲の増進を図る。
- ④ 事業者報告書制度の様式の改善等を通じて、事業者負担の軽減、効果的な情報把握等を進めていく。

※ 事業用大規模建築物減量計画書制度、特定食品関連事業者減量計画書制度、2R取組等事業者報告書制度の3つの制度の総称。

2 事業者報告書制度の充実

(1) 指針・事例集の策定（方向性①関連）（第9回部会（令和7年9月2日））

- 事業ごみの減量と資源循環を進めるため、事業者に実践して頂きたい86の取組と、市内で実践されている28の具体的な優良事例等をまとめた「ごみ減量&資源循環のための指針・事例集」を令和8年2月に策定し、配布・活用を開始（[参考資料2](#)参照）
- 記載する取組や事例は、小売業や飲食業、宿泊業などの業種別に、各事業所の取組状況に合わせて役立てていただける内容とし、コスト削減や収益率アップ、事業者のイメージアップなど経営上のメリットとも合わせて紹介している。

(2) 事業者報告書制度の改正

令和8年度（令和7年度実績の報告等）からの事業者報告書制度について、次のとおり、制度の改正等を行う。

ア 制度の対象基準・報告方法の見直し（方向性②④関連）

3制度で一部異なっていた報告対象の延床面積の基準について、実際の対象事業者（所）や制度運用の状況等の点検を行い、「延べ床面積が1,000㎡以上の事業所」と「2つ以上の店舗等の延べ床面積の合計が3,000㎡以上の小売業、飲食業等」の2区分に整理して対象となる制度の判別を容易にするとともに、複数制度の対象となる事業者においても報告書の作成・提出が一括でできるよう、報告方法を見直し、事業者の事務負担の軽減を図る。これにより、実質的な重複事業所は9割程度削減できる見込み。

イ 報告書様式の見直し（方向性④関連）

報告書作成用の電子フォーマットを事業者に提供し、予め指定された項目への数値の入力とデータ選択により、極力文字入力が少ない形で報告書が作成できるよう、様式を見直す。これにより、事業者の事務負担を軽減するとともに、回答誤りの削減のほか、報告受理後の京都市での集計作業の効率化、分析の高度化を図る。

ウ 指針との報告書制度の連動及び進捗管理の充実（方向性①④関連）

- 指針・事例集に掲載した各取組について、報告書に状況報告欄を設けて、各事業者における進捗状況の把握・管理を可能とする。
- これにより、事業者が行うごみ減量等に係るPDC Aサイクルのうち、PLAN（計画）とDO（実行）の企画検討の際には、指針・事例集を参考にさせていただくとともに、CHECK（評価）とACTION（改善）の際には報告書によって進捗管理を効果的に行うことができ、指針・事例集の浸透・定着を図ることができる。
- 取組の状況報告欄は、「徹底して実施」「おおむね実施」「ある程度実施」「一部実施」「未実施」の5段階選択式とし、より詳細な進捗把握を図る。
- また、報告内容の充実を図るため、
 - ・ 各報告書制度の再生利用量の報告項目に「再生利用の方法」等を追加
 - ・ 2R取組等事業者報告書制度において、ごみの発生量等の実績や店頭回収量に関する報告項目を追加

エ フィードバック等を通じた取組意欲の増進（方向性③関連）

各事業者に対して、ごみ量や進捗状況の経年変化や同業種間の相対評価などのフィードバックを行い、事業者の更なる取組促進を図るとともに、市のホームページ等で業種別等の取組概況を公表し、事業者報告書制度の取組効果や進捗状況が見える化する。